

第97期定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年8月27日（木曜日）
午前10時（開場時刻：午前9時）

場所

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
ヒューリック神谷町ビル5階
当社本社会議室

目次

■ 第97期定時株主総会招集ご通知

■ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取
締役を除く。）6名選任の件

■ 事業報告

■ 連結計算書類

■ 計算書類

■ 監査報告書

■ 株主総会会場ご案内図



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/1887/>



- ・本株主総会につきましては、当日のご出席、又は書面もしくはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。
- ・当社では、株主様の利便性向上の観点から、インターネットによる事前の議決権行使を推奨しております。
- ・事前にインターネットにて議決権を行使された株主様の中から、抽選で300名様に電子ギフトを進呈いたしますので、ぜひご活用ください。
- ・なお、本株主総会では株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会へのご出席にあたりサポートが必要な株主様は、事前にお電話にてご相談ください。

電話：03-6777-7881（大代表）
（土日祝日を除く8:30～17:30）



日本国土開発 株式会社

証券コード 1887

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は2026年4月10日をもちまして創立75周年を迎えることができました。これもひとえに、株主の皆さまをはじめ、お客さま、お取引先、地域社会の皆さまからの長年にわたるご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。節目の年を迎え、これまで培ってきた技術力と信頼を礎に、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

2026年5月期の業績は、建設事業を中心に安定した受注状況が続く中、採算性の向上や原価管理の徹底などの施策が奏功し、利益面は大幅な改善を実現いたしました。特に、建築事業が業績回復を牽引するとともに、土木事業においては収益性の改善により黒字化を達成するなど、収益基盤の強化が着実に進展しております。

今後は、中長期的視点に立った経営を推進し、持続的な成長と安定的な収益基盤の確立を目指すとともに、社会課題の解決に貢献することで、株主の皆さまのご期待にお応えしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

社長執行役員CEO兼COO

林 伊佐雄



経営理念

わが社はもっと豊かな社会づくりに貢献する

経営方針

Active

若々しい感性で新しい価値の実現に挑戦する

Creative

確かな技術と手造りの心で快適な環境を創造する

Evolution

多様な個性と生き生きした社風で共に進化する

証券コード 1887
2026年8月6日
(電子提供措置の開始日2026年8月3日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
日本国土開発株式会社
代表取締役社長 林 伊佐雄

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト等に「第97期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.n-kokudo.co.jp/ir/meeting/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本国土開発」又は「コード」に当社証券コード「1887」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。）

「ネットで招集」

<https://s.srdb.jp/1887/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年8月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

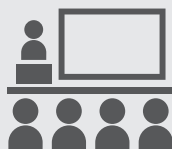
1. 日 時 2026年8月27日（木曜日） 午前10時（開場時刻：午前9時）
 2. 場 所 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル5階
当社本社会議室
（株主総会へのご出席にあたりサポートが必要な株主様は、事前にお電話にて
ご相談ください。03-6777-7881（大代表））
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第97期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎書面交付請求をされていない株主様に対してご送付する書面には、招集ご通知のほか、株主総会参考書類並びに事業報告を要約した事項を記載しております。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様へご送付する書面では、電子提供措置事項のうち、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を記載しております。したがって、当該書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際し監査を行った書類の一部です。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- 【当社ウェブサイト（<https://www.n-kokudo.co.jp/>）】

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年8月27日（木曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。

行使期限 2026年8月26日（水曜日）午後5時30分必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年8月26日（水曜日）午後5時30分まで



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。次頁のインターネットによる議決権行使のご案内及び同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

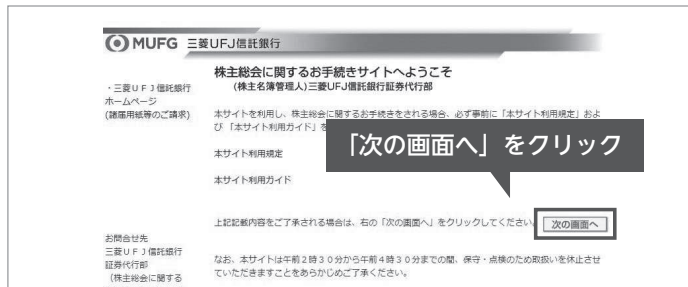
インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイト
にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

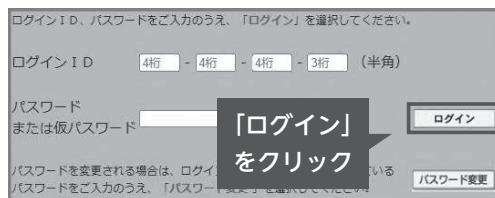
1

議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2

お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事前にインターネットで議決権行使いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず、抽選で300名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

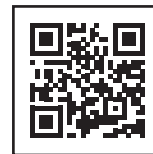
応募方法はこちら

<https://youtu.be/Vxj8vOCGMQ8>



議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



！ ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

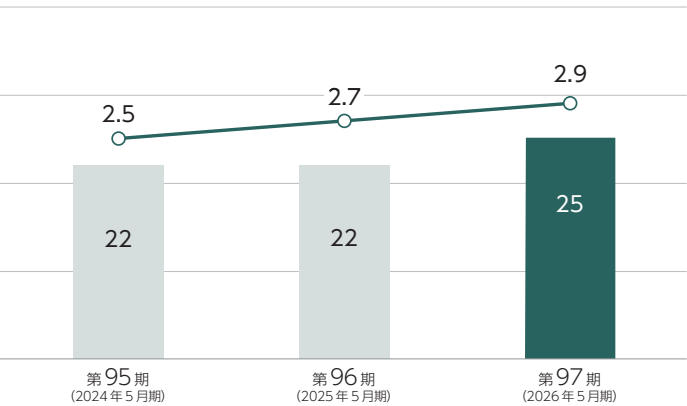
上記方針及び当期の業績を勘案し、当期の期末配当につきましては、1株あたり15円とすることとさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金10円を加えた年間配当金は、1株あたり25円となります。

以上から、剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当に関する事項 及びその総額	当社普通株式 1 株につき金15円 総額 1,206,915,810円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年 8 月 28 日

配当 (単位：円)
DOE (%)※折れ線グラフ



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会からは本総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名		当社における地位及び担当
1	は せ がわ ゆき お 長谷川 幸 生	新 任	常務執行役員 建築事業本部長
2	きく ち ゆたか 菊 池 泰	再 任	取締役 執行役員 新規事業・地域共創事業推進室長 兼 安全衛生管理室管掌
3	もり や けん じ 守 屋 乾 司	再 任	取締役 兼 コクドビルエース株式会社 代表取締役社長
4	まつ いし ひで たか 松 石 秀 隆	再 任 社 外	取締役
5	とう げ ゆき え 唐 下 雪 絵	再 任 社 外	取締役
6	もり じり けん いち 森 尻 謙 一	新 任 社 外	—



候補者
番号

1

は せ がわ ゆき お
長谷川 幸生

新任

取締役在任年数
—

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4 月 当社入社	2023年 6 月 当社執行役員 建築事業本部副本部長
2021年 6 月 当社名古屋支店 建築事業本部建築部長	兼サステナビリティ経営本部
2022年 6 月 当社建築事業本部 大型現場統括事業部長	2023年 8 月 当社執行役員建築事業本部長
	2025年 8 月 当社常務執行役員 建築事業本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

候補者は、当社入社以来、建築事業の最前線で豊富な施工経験を積み、作業所長として複数の大型プロジェクトを牽引したのち、建築部長等の要職を歴任し、現場力強化及び組織運営に貢献してまいりました。2023年6月執行役員に就任後は、サステナビリティ経営本部を兼務しESG経営の推進に携わるとともに、同年8月より建築事業本部長として事業の統括を担い、徹底した採算管理により同本部の黒字化を実現するなど、当社の収益性改善に大きく貢献いたしました。[中期経営計画2027]で掲げる持続的に利益を生み出す経営基盤の再構築及び成長軌道への回帰を実現するため、その確かなマネジメント力と強いリーダーシップにより、資本効率の向上と当社グループの持続的な企業価値向上を全社的に牽引できると判断し、新たに取締役候補者となりました。

■ 生年月日

1968年2月17日生

■ 所有する当社の株式数

6,837株

■ 取締役会への出席状況

—



候補者
番号

2

き く ち ゆたか
菊池 泰

再任

取締役在任年数
3年(本総会終結時)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4 月 当社入社	2023年 6 月 当社執行役員土木事業本部副本部長 兼営業統括部長
2002年 8 月 当社東北支店盛岡営業所長	2023年 8 月 当社取締役執行役員営業統括
2018年 6 月 当社建築事業本部建築営業部（東北） 建築営業部長	2024年 6 月 当社取締役執行役員戦略事業 推進室長兼安全衛生管理室管掌
2019年 8 月 当社土木事業本部土木営業部（東北） 土木営業部長兼東北支店長	2025年 6 月 当社取締役執行役員新規事業・地域共創事業 推進室長兼安全衛生管理室管掌（現任）

■ 取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり特に東北地区での営業部門に携わり、東北支店長をはじめとする要職を歴任し、営業部門での豊富な経験を活かし、2024年6月からは新たな事業領域の構築を目的として設置された戦略事業推進室長（現新規事業・地域共創事業推進室長）として、まちづくり事業・脱炭素事業などの新規事業開発に取り組んでおります。[中期経営計画2027]で掲げる「新規事業創出と地域共創の実現」を推進するにあたり、高いマネジメント能力と幅広い人脈を活かして当社グループの企業価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

■ 生年月日

1965年11月15日生

■ 所有する当社の株式数

32,963株

■ 取締役会への出席状況

100%（15回中15回出席）



候補者
番号

3

もり や けん じ
守屋 乾司

再任

取締役在任年数
1年(本総会終結時)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月	当社入社	2021年 6 月	当社執行役員建築事業本部副本部長 兼設備部長兼リモデル部長
2014年 6 月	当社東日本支社建築事業部門建築第三部長	2022年 6 月	当社執行役員建築事業本部 (リモデル担当) 兼コクドビルエース株式会社出向
2017年 4 月	当社西日本支社建築事業部門原価管理部長	2022年 8 月	当社執行役員建築事業本部 (リモデル担当) 兼コクドビルエース株式会社常務取締役
2018年12月	当社建築事業本部西日本建築事業部 建築部長 (大阪)	2023年 8 月	コクドビルエース株式会社代表取締役社長
2020年 6 月	当社建築事業本部副本部長兼東京支店長	2025年 8 月	当社取締役兼コクドビルエース株式会社 代表取締役社長 (現任)
2020年10月	当社建築事業本部副本部長兼設備部長 兼PM部長		

■ 生年月日

1963年 3月19日生

■ 所有する当社の株式数

56,266株

■ 取締役会への出席状況

100% (11回中11回出席)

■ 取締役候補者とした理由

候補者は、当社入社以来、建築事業を中心に豊富な経験を積み、建築部門の要職を歴任してまいりました。2023年8月からは当社グループ会社であるコクドビルエース株式会社の代表取締役社長として、リニューアル工事を主体とする同社の成長を牽引し、業績向上に寄与しております。また、2025年8月に当社取締役役に就任して以降は、取締役としての責務を果たしつつ、グループ経営の視点から建築事業及び建物ライフサイクル関連事業の強化に取り組んでおります。[中期経営計画2027]においては、建築事業は「安定事業から成長事業への脱皮」を目指し、特にリニューアル工事を含む建物ライフサイクル全体をサポートする事業展開を重視しております。これを踏まえ、候補者は2026年8月27日付で常務執行役員に就任する予定であり、これらの事業領域において執行面でも中核的な役割を担うことが見込まれております。候補者の豊富な経験、経営手腕及び取締役としての実績を、当社グループ全体の企業価値向上に引き続き活かしていただくため、取締役候補者となりました。

候補者
番 号

4

まつ いし ひで たか
松石 秀隆

独立

再任

社外

社外取締役在任年数
4年(本総会終結時)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 株式会社リコー入社	2016年 6月 株式会社リコー常務執行役員
2000年10月 株式会社リコー販売事業本部SCM 革新センター所長	日本販売事業本部長
2003年 1月 西東京リコー株式会社社長	リコージャパン株式会社
2005年 4月 リコー東北株式会社社長	代表取締役社長執行役員CEO
2008年 4月 株式会社リコー販売事業本部 事業戦略センター所長	2018年 4月 株式会社リコー専務執行役員CFO
2009年 4月 同社販売事業本部MA事業部長	同社経営企画本部長
2009年 7月 リコーITソリューションズ株式会社代表取締役社長	2018年 6月 株式会社リコー取締役
2014年 4月 株式会社リコーグループ執行役員(常務執行役員)	2021年 4月 同社コーポレート専務執行役員
リコーリース株式会社代表取締役社長執行役員	同社経営企画部部長
	2022年 8月 当社取締役(現任)
	2023年 6月 SCSK株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)

■ 生年月日

1957年 2月22日生

■ 所有する当社の株式数

1,177株

■ 取締役会への出席状況

100% (15回中15回出席)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

候補者は、当社の主たる事業である建設業とは異なる事業を行う会社において要職を歴任し、企業経営に関する豊富な知識を有しております。当社におきましては、2022年8月に取締役に就任して以来、主に「企業経営」「財務会計」「ICT・DX」及び「営業」の分野において監督と助言をいただき、社外取締役として期待される役割を適切に果たしていただいております。選任後は引き続き、社外取締役として、これまで培ってきた知識と知見を活かして、当社の経営全般に対する監督と助言をしていただくことを期待しております。

候補者
番 号

5

とう げ ゆき え
唐下 雪絵

独立

再任

社外

社外取締役在任年数
4年(本総会終結時)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 5月 公認会計士登録	2019年 3月 マブチモーター株式会社社外取締役 (監査等委員)
2003年 2月 公認会計士唐下雪絵事務所所長(現任)	
2007年 6月 フェアリーコンサルティング株式会社 代表取締役(現任)	2019年 6月 株式会社セブン銀行社外監査役
	2022年 8月 当社取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

候補者は、公認会計士としての専門的知見に加え、長年にわたり会計及びITの分野においてコンサルティング業務に従事しており、IT分野及び内部統制に関する幅広い見識と豊富な実務経験を有しております。さらに、当社の主たる事業とは異なる領域で事業を展開する複数の上場企業において社外役員を務め、企業経営に多面的に関与してきた実績もあります。当社におきましては、2022年8月に取締役に就任して以来、主に「財務会計」「人財開発」及び「ICT・DX」の分野において監督と助言をいただき、社外取締役として期待される役割を適切に果たしていただいております。選任後も引き続き、社外取締役としてこれまで培ってきた経験と知見を活かし、当社の経営全般に対する監督と助言をしていただくことを期待しております。

■ 生年月日

1966年12月22日生

■ 所有する当社の株式数

3,740株

■ 取締役会への出席状況

100% (15回中15回出席)



候補者
番号

6

もりじり けんいち
森尻 謙一

独立

新任
社外

社外取締役在任年数

—

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	東京電力株式会社入社	2015年 7月	同社本店カスタマーサービス・カンパニー 暮らし&ビジネス事業本部長
1999年11月	ハウスプラス住宅保証株式会社 執行役員技術部長	2016年 4月	東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役リビング事業本部長
2007年 7月	東京電力株式会社本店営業部 生活エネルギーセンターデザインセンター所長	2017年 6月	東京電力ホールディングス株式会社 監査特命役員
2009年 6月	株式会社リビタ常務取締役 コンサルティング事業本部長	2019年 6月	東京パワーテクノロジー株式会社 常務取締役（現任）
2013年 6月	東京電力株式会社本店経営改革本部 グループ事業部長		

■ 生年月日

1963年 8月 5日生

■ 所有する当社の株式数

0株

■ 取締役会への出席状況

—

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

候補者は、東京電力グループ等の企業において常務取締役や監査特命役員等の要職を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。特に、新規事業会社の立ち上げにおいてトップとして事業化を成功に導いた実行力や、環境・エネルギー事業分野における深い専門的知見を有しております。当社におきましては、これらの経験を踏まえ、「企業経営」「人財開発」「ICT・DX」「営業・マーケティング」の分野に加え、当社が中期経営計画で成長分野と位置づけるエネルギー事業やサステナビリティ推進の観点から、業務執行に対する客観的かつ適切な監督と、資本効率向上に向けた有益な助言をいただくことを期待しております。選任後は、社外取締役として、豊富な経営経験と専門的知見を活かし、当社グループの持続的な企業価値の向上に大きく貢献いただくことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の所有する当社の株式数には、日本国土開発役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 松石秀隆氏は、SCSK株式会社取締役（監査等委員）を務めておりますが、同社と当社との取引はありません。
4. 唐下雪絵氏は、公認会計士唐下雪絵事務所所長、及びフェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役を務めておりますが、両社と当社との取引はありません。
5. 森尻謙一氏は、東京パワーテクノロジー株式会社常務取締役を務めておりますが、同社と当社との取引はありません。
6. 松石秀隆、唐下雪絵、森尻謙一の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は社外取締役を東京証券取引所の定める独立役員として指定して届け出ており、選任が承認された場合は、松石秀隆、唐下雪絵の両氏は引き続き、森尻謙一氏は新たに独立役員となる予定であります。
7. 当社は、松石秀隆、唐下雪絵の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、森尻謙一氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約内容の概要は、事業報告25頁（4.（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要）に記載のとおりです。取締役の候補者は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。
10. 唐下雪絵氏の戸籍上の氏名は、飯島雪絵であります。

ご参考

本招集通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合の取締役会の多様性は以下の表のようになります。

氏 名	性別	独立性	役 職	主な専門的経験分野					
				企業経営	財務会計・ ファイナンス	法務・ コンプライアンス	人財開発	ICT・DX 技術開発 建設技術	営業・ マーケティング
長谷川 幸生	男性		代表取締役社長 社長執行役員 CEO 兼 COO	○				○	○
菊 池 泰	男性		取締役 執行役員 新規事業・地域共創事業推進室長 兼 安全衛生管理室室長	○					○
守 屋 乾 司	男性		取締役 常務執行役員（建築事業担当） 兼 コクドビルエース株式会社 代表取締役社長	○				○	○
松 石 秀 隆	男性	独立	取締役（社外）	○	○			○	○
唐 下 雪 絵	女性	独立	取締役（社外）		○		○	○	
森 尻 謙 一	男性	独立	取締役（社外）	○			○	○	○
曾 根 一 郎	男性		取締役常勤監査等委員	○	○				
鴨志田 文彦	男性	独立	取締役監査等委員（社外）	○	○	○			
渡 邊 賢 作	男性	独立	取締役監査等委員（社外）			○			

各スキルの定義について

企業経営	上場企業又は当社グループにおける取締役等の企業経営（サステナビリティ・ESG含む）に関する経験、若しくは同等の知識・経験を有する
財務会計・ ファイナンス	公認会計士等の、財務会計・ファイナンスの専門的な知識・経験、金融機関の経営経験を有する
法務・ コンプライアンス	弁護士等の、法務・コンプライアンスに関する知識・経験を有する
人財開発	人的資本強化・ダイバーシティ&インクルージョン・人財マネジメントに関する知識・経験を有する
ICT・DX 技術開発・建設技術	情報通信・DX、技術開発・建設技術に関する知識・経験を有する
営業・ マーケティング	上場企業又は当社グループにおける事業に関する営業・マーケティングについての知識・経験を有する

以 上

事業報告

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景として、景気は緩やかな回復傾向が続きました。一方で、地政学リスクの高まりに加え、米国の通商政策による景気の下振れリスクや、金融資本市場の不安定化等、引き続き状況を注視していく必要があります。

建設業界においては、公共投資の底堅い推移や、民間設備投資の持ち直しにより、建設投資全体としては堅調に推移しております。しかしながら、コスト面では建設資材価格の高止まりや労務需給の逼迫等、注視が必要な状況が継続しております。

このような状況の中、当社グループは「中期経営計画2027」の初年度として、「安定的な収益基盤の確立」と「成長分野への着実な投資」の両立を基本方針に事業運営を行ってまいりました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前連結会計年度比9.6%増の135,207百万円、営業利益は前連結会計年度比208.4%増の7,150百万円、経常利益は前連結会計年度比237.5%増の6,566百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比308.9%増の5,450百万円となりました。堅調な受注環境を背景に、採算性重視の受注方針、原価管理の徹底などの施策が奏功し、売上高は概ね計画水準で推移する中、利益面は大幅な改善を実現いたしました。

特に、建築事業においては、手持ち工事の順調な進捗及び好採算の大型工事が牽引し採算面が大きく改善したことにより利益が計画を上回る水準で着地し、全体収益を強く牽引しました。また、土木事業においては、収益構造の改善に取り組んだ結果、黒字化を達成し、収益基盤の底上げに寄与いたしました。

また、事業別の業績は次のとおりであります。なお、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて記載しており、セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当社グループは、従来、事業本部を基礎とした事業セグメントとして、「土木事業」「建築事業」及び「関連事業」の3つを報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度の期首より事業セグメントの区分を変更しております。具体的には、「関連事業」の成長拡大に

に伴い、同事業が主に展開している「不動産事業」及び「エネルギー事業」に区分を分けてそれぞれ独立した開示を行うことといたしました。加えて、新規事業の開始に合わせて、報告セグメントに属さない事業を集約する区分として「その他」を新設し、事業区分を再整理することで、当社の事業構造の変化を的確に反映して、投資家に対する情報開示の明瞭性と理解促進を図ることを目的としています。

この結果、当社グループの事業セグメントは、「土木事業」「建築事業」「不動産事業」及び「エネルギー事業」の4つの報告セグメントと、これらに属さない「その他」の区分によって構成されることとなります。それぞれの事業内容は、「土木事業」は土木工事全般に関する事業、「建築事業」は建築工事全般に関する事業、「不動産事業」は不動産の売買、賃貸及び不動産開発全般に関する事業、「エネルギー事業」は、太陽光発電所の開発、売電、売却等再生可能エネルギーに関する事業であります。

なお、以下の前年同期比較については、当該変更後の区分により作成したものを記載しております。

(土木事業)

土木事業においては、売上高は38,031百万円（前連結会計年度比2.6%増）であり、利益面では、不採算案件の入替が進み、セグメント利益318百万円（前連結会計年度は4,511百万円のセグメント損失）となりました。

(建築事業)

建築事業においては、売上高は手持ちの大型工事が順調に進捗したことで92,467百万円（前連結会計年度比23.9%増）となり、利益面でも好採算の大型工事が牽引し、セグメント利益は6,987百万円（前連結会計年度比170.5%増）となりました。

(不動産事業)

不動産事業においては、前期のような大型販売用不動産の売却がなく、売上高は2,519百万円（前連結会計年度比52.3%減）であり、セグメント利益は507百万円（前連結会計年度比79.0%減）となりました。

(エネルギー事業)

エネルギー事業においては、前期のような大型販売用発電設備の売却がなく、売上高は3,471百万円（前連結会計年度比53.4%減）であり、セグメント利益は1,331百万円（前連結会計年度比63.6%減）となりました。

(参考) 当社の主な受注工事・完成工事は、次のとおりであります。

・受注工事

石川県鳳珠郡能登町	令和7年度6災5765号特定環境保全公共 下水道宇出津処理区災害復旧工事（管渠） （2工区）ほか2処理区 令和7年度6災5766 特定環境保全公共 下水道 宇出津処理区災害復旧工事（管渠） （3工区）ほか2処理区
株式会社土地再生投資	（仮称）八千代緑が丘 店舗開発
名古屋市上下水道局	朝日系導水路B管整備工事（第3次工事）
関電不動産開発株式会社・ 東急不動産株式会社・ 株式会社ワールドレジデンシャル関西	（仮称）大阪府中央区森ノ宮中央1丁目PJ 新築工事
宸實建設股份有限公司	宸實建設『永寧段集合住宅新建工程』
西尾市	広域ごみ処理施設整備・運営事業建設工事
株式会社上野風月堂ホールディングス	（仮称）上野風月堂東京工場建替え計画 【第一期工事】

・完成工事

柏市柏インター西土地区画整理組合	(仮称) 柏市柏インター西土地区画整理事業造成工事 (その1～その4)
富谷市成田二期東土地区画整理組合	富谷市成田二期東土地区画整理事業造成工事
大阪府	一級河川 寝屋川 加納元町調節池築造工事 (R4 本體工)
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所	二期トンネル整備工事 (海田～矢野工区)
尼崎2プロパティー特定目的会社	(仮称) 兵庫尼崎物流センター新築工事
大東建託株式会社	(仮称) 柏物流施設新設計画 (建築工事)
有楽製菓株式会社	有楽製菓株式会社 (仮称) 豊橋夢工場第2工場新築工事 (3期工事)
SREホールディングス株式会社	(仮称) 北区堂山町オフィスビル計画 新築工事

なお、当社の次期繰越高は181,380百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は3,064百万円で、このうち主なものは太陽光発電設備の取得等であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため金融機関とコミットメントライン（融資枠）契約、タームローン契約、リボルビング・クレジット・ファシリティ契約及び当座貸越契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、建設需要が堅調に推移する一方で、資材価格及び労務費の上昇、担い手不足の深刻化、さらに海外経済の不確実性の高まりなど、将来にわたって状況を注視していく必要があります。

このような事業環境や、前中期経営計画期間中に収益面での課題が顕在化したことを踏まえ、「中期経営計画2027」を策定し、『持続的に利益を生み出す経営基盤の再構築と成長軌道への回帰』を目指しております。

2026年5月期は本計画の初年度として、建築事業の収益拡大及び土木事業の黒字化を実現し、業績は計画を上回る水準で推移いたしましたが、持続的な成長と企業価値向上の実現に向け、引き続き以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

①建設事業における収益力の持続的向上

土木事業においては、収益構造の改善により黒字化を達成したものの、収益性の安定的確保・向上が引き続き重要な課題であります。建築事業においては、採算性を重視した受注及び原価管理の徹底により利益水準が大きく向上し、収益の牽引役としての役割を強めております。

今後は、受注面においては営業体制強化による顧客裾野の拡大、営業と施工の連携強化による高付加価値案件の獲得推進、施工面では施工効率のさらなる向上や原価管理の徹底により、建設事業全体として持続的に利益を創出できる体制の確立を図ってまいります。

②成長分野への持続的投資の実行と事業ポートフォリオの強化

不動産事業及びエネルギー事業においては、建設事業の景気変動を補完する安定収益源として重要な役割を担っております。「中期経営計画2027」初年度においては、不動産及びエネルギー事業へ投資・回収バランスを意識した堅実投資を実践、将来の収益拡大に向けた基盤整備が進展いたしました。

今後、投資規律を維持しつつ、投資・回収回転型ビジネスの強化やストック収益の着実な積み上げを通じて、収益の安定化と成長加速を図ってまいります。

新規事業においては、土木・建築で培った技術力を活かし、防災・インフラ・環境分野において材料・製品事業等を展開する「機能性吸着材」事業の早期収益化に取り組んでまいります。

③人的資本の強化及びDX推進による生産性向上

担い手不足の深刻化に対応するため、人財の確保・育成及び定着を重要課題と位置づけております。また、AIやICTの活用によるDXを推進し、施工の効率化や業務の省人化を図ることで、生産性向上と労働環境の改善を実現してまいります。

④資本効率の向上と市場評価の改善

過年度の業績悪化により低下した市場評価の回復は重要な課題であります。中期経営計画の初年度においては収益力の回復によりROEが改善したものの、引き続き資本コストを意識した経営の徹底が求められます。

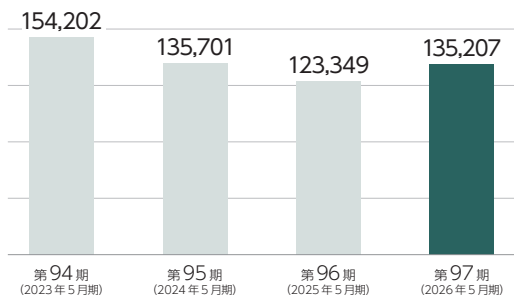
今後も、収益力の強化及び資本効率の改善に加え、「中期経営計画2027」で目標とするDOE水準（2.5～3.5%）に基づく安定的な株主還元の継続により、資本効率の向上と市場からの信頼回復に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第94期 (2023年5月期)	第95期 (2024年5月期)	第96期 (2025年5月期)	第97期 (当期) (2026年5月期)
売上高 (百万円)	154,202	135,701	123,349	135,207
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	3,291	△7,191	1,332	5,450
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	38.95	△86.21	16.62	68.36
総資産 (百万円)	162,339	145,677	140,649	157,975
純資産 (百万円)	78,029	68,591	66,429	71,395

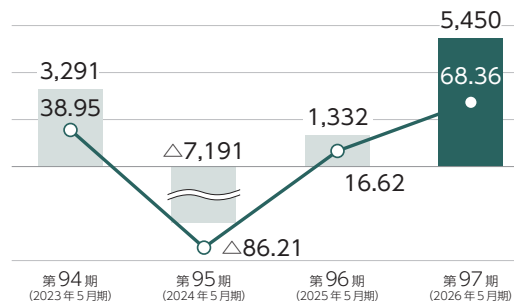
売上高

(単位：百万円)



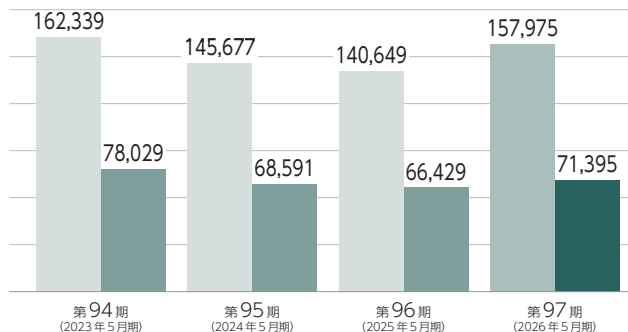
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (単位：百万円)

1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失
(単位：円)※折れ線グラフ



総資産・純資産

(単位：百万円)



(6) 重要な子会社の状況 (2026年5月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
国土開発工業株式会社	300	100.0	建設事業、建設用機械の製造・販売
コクドビルエース株式会社	90	100.0	建設事業、保険代理業

(7) 主要な事業内容 (2026年5月31日現在)

当社グループは、建設事業及び開発事業並びにそれらに関連する事業を主な事業内容としております。

主要な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-4) 第1000号〕として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(14) 第1756号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等 (2026年5月31日現在)

①当 社

本 社 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

事 業 所 東京支店 (東京都港区)、札幌支店 (札幌市)、東北支店 (仙台市)、
名古屋支店 (名古屋市)、大阪支店 (大阪市)、中国支店 (広島市)、九州支店 (福岡市)

海 外 拠 点 台湾支店 (台北市)、バングラデシュ支店 (ダッカ)

研究開発拠点 つくば未来センター (茨城県つくば市)

②重要な子会社

国土開発工業株式会社 (神奈川県厚木市)

コクドビルエース株式会社 (東京都港区)

(9) 従業員の状況 (2026年5月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,104名 (299)	84名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
835名 (133)	42名増	42.8歳	14.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者、再雇用社員及び契約社員を除き、社外から当社への出向者を含む。）で記載しております。
2. 再雇用社員とは、雇用定年を迎えた社員を対象に年限を設けて再度雇用契約を締結したものであり、当事業年度末の再雇用社員は53名となっております。なお雇用定年については、2025年12月1日付の制度変更により、60歳から65歳へ延長しております。
3. 契約社員とは、1年を超えない期間又は有期プロジェクト毎の事業予定期間に基づいて雇用契約を締結しているものであり、当事業年度末の契約社員数は80名となっております。
4. 再雇用社員及び契約社員を含む臨時従業員の平均雇用人数を（外書）として記載しております。

(10) 主要な借入先 (2026年5月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	5,100百万円
株式会社三井住友銀行	4,384百万円
株式会社みずほ銀行	2,500百万円
株式会社西日本シティ銀行	2,300百万円
株式会社西京銀行	2,000百万円

(注) 2026年5月31日現在の借入先について、残高金額の大きい金融機関を掲載しております。

2. 会社の株式に関する事項（2026年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 89,255,000株（自己株式8,793,946株を含む。）
- (3) 株主数 27,785名（前期末比 5,856名増加）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,730	8.36
株式会社ザイマックスグループ	5,865	7.28
みずほ信託銀行株式会社 （一般財団法人日本国土開発未来研究財団口）	4,000	4.97
日本国土開発持株会	3,871	4.81
株式会社西京銀行	3,300	4.10
アジア航測株式会社	3,189	3.96
日本基礎技術株式会社	2,900	3.60
須賀工業株式会社	2,124	2.63
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,422	1.76
竹村 渉	842	1.04

- (注) 1. 2026年5月31日現在の当社株主名簿より記載しております。
2. 持株比率は小数点以下第3位を切り捨てております。
3. 当社は、自己株式8,793,946株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 上記自己株式8,793,946株には「株式給付信託（J－E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式663,800株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	3,100株	3名

（注）上記には2025年8月26日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）1名を含んでおります。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の処分

当事業年度におけるストックオプションの権利行使による自己株式の処分

処分した株式の種類及び数	普通株式 58,000株
処分価額の総額	20,300千円
処分した目的	ストックオプションの権利行使
処分した日	2025年11月25日、2026年5月25日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社取締役が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) その他の新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 伊 佐 雄	
取締役	菊 池 泰	新規事業・地域共創事業推進室長 兼 安全衛生管理室管掌
取締役	守 屋 乾 司	コクドビルエース株式会社 代表取締役社長
取締役	高 津 浩 明	
取締役	松 石 秀 隆	SCSK株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役	唐 下 雪 絵	公認会計士（唐下雪絵事務所所長） フェリーチェコンサルティング株式会社 代表取締役
取締役 （常勤監査等委員）	曾 根 一 郎	
取締役 （監査等委員）	鴨 志 田 文 彦	
取締役 （監査等委員）	渡 邊 賢 作	弁護士（東啓綜合法律事務所） 株式会社T＆Dホールディングス 社外取締役

- （注） 1. 高津浩明、松石秀隆、唐下雪絵、鴨志田文彦、渡邊賢作の各氏は社外取締役であります。
2. 取締役高津浩明、松石秀隆、唐下雪絵の各氏、並びに監査等委員である取締役鴨志田文彦、渡邊賢作の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 曾根一郎氏は、常勤の監査等委員であります。当社では日常的な情報収集や取締役会以外の重要な社内会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ることなどにより、監査の実効性を高め、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 曾根一郎氏は当社の管理本部長等の要職を歴任しており、また、鴨志田文彦氏は金融機関や一般企業での幅広い実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役渡邊賢作氏は、2026年6月25日付で株式会社T&Dホールディングスの社外取締役を退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行（不作為を含む）に関し、保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。

ただし、被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為に起因する対象事由等を補償対象外とすることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度における取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 取締役の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (株式報酬)	
取締役（監査等委員である 取締役を除く。）	113	84	20	8	7
（うち社外取締役）	(25)	(25)	—	—	(3)
取締役（監査等委員）	35	35	—	—	4
（うち社外取締役）	(16)	(16)			(2)
合計	148	120	20	8	11

- (注) 1. 上記には2025年8月26日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）1名、及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬（金銭報酬）及び業績連動報酬（株式報酬）は、当事業年度における費用計上額を記載しております。なお、業績連動報酬（株式報酬）の内容及び当事業年度中の交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

(5) 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を取締役会の決議により定めておりその概要は以下のとおりです。

1) 報酬（監査等委員である取締役を除く。）の基本方針

- a. 当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を強く動機付けるものであること
- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）にとって、経営戦略・経営計画の完遂、年度計画の達成を動機付ける業績連動性の高い報酬制度であること
- c. 持続的成長を担う優秀な人財を確保できる報酬水準であること
- d. 株主との利益意識の共有を高めるものであること
- e. 報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

2) 報酬の構成

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、月例の固定報酬及び短期インセンティブとして毎年一定の時期に支給する金銭報酬（賞与）と中長期インセンティブとして毎年一定の時期に交付する譲渡制限付株式報酬等から構成される変動報酬とする。一定の基準額を達成した場合の各報酬の比率の目安は概ね50：35：15となるよう設計する。また、社外取締役の報酬は、その職務の性質に鑑み、固定報酬のみとする。

3) 報酬決定方法

- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、原則として役位に応じた基準額を上限に、当該個人の経歴、技能等を勘案し個別に決定する。
- b. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に支給される変動報酬の内、金銭報酬は、単年度業績に対する取締役（監査等委員である取締役を除く。）のコミットメントとしての性質を勘案し、中期経営計画で定めた会社の業績目標を達成するための基礎となる事業年度目標（連結営業利益等）の達成度及び個人の業績等の貢献度に基づき決定する。
- c. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に支給される変動報酬の内、株式報酬等は、中長期の当社グループの企業価値向上及び当社株主との利益の共有を図る観点から、中期経営計画で定めた会社の業績目標を達成するための基

礎となる事業年度目標（連結営業利益等）の達成度及び個人の業績等の貢献度に基づき決定する。

ただし、連結営業損失の場合は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の変動報酬は支給しない。

なお、当事業年度においては、7,150百万円の連結営業利益となりました。

4) 決定のプロセス

- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年額報酬は、株主総会においてその総枠（株式報酬等付与のための金銭報酬債権の総額及び新株式発行又は自己株式処分に関する株式総数を含む）を決議し、各人別の報酬額は、取締役会の決議により決定する。
- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の各人別の報酬等の内容を決定する際は、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、答申を得ることとし、当該答申の内容を十分に尊重するものとする。
- c. 役員報酬の妥当性や審議プロセスの透明性・実効性を担保するため、役員報酬規程の制改定は、指名・報酬委員会に諮問し、答申を得ることとし、当該答申の内容を十分に尊重したうえで、過半数を独立社外取締役で構成する監査等委員会における協議を経て、取締役会で決定する。

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年8月30日開催の第88期定時株主総会において、年額240百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名です。また、2019年7月23日開催の取締役会におきまして、役員報酬規程の改定及び役員退職慰労金制度の廃止を決議し、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度という）の導入を2019年8月29日開催の第90期定時株主総会において決議しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年額報酬のうち、本制度に基づき、支給する金銭報酬債権の総額を年額36百万円及び当社が新株式の発行又は自己株式の処分をする普通株式の総数を年10万株以内（社外取締役は付与対象外）としております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は5名です。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び指名・報酬委員会の活動内容は、以下のとおりであります。

- ・2026年5月期の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の変動報酬の確定額について、2026年7月開催の指名・報酬委員会において審議し、その答申を受けて同月の取締役会において決定いたしました。

- ・なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬のあり方について、2026年6月開催の指名・報酬委員会において審議し、その答申を受けて2026年7月開催の取締役会において、2026年9月1日付で改定することを決定しております。

- ・指名・報酬委員会は、委員長及び委員の過半数が独立社外取締役で構成されており、役員の報酬等の内容を適正に検討できる体制としております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していること、並びに指名・報酬委員会からの答申が十分に尊重されていることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査等委員である取締役の報酬額の決定方針

監査等委員である取締役の報酬は、その職務の性質に鑑み固定報酬のみとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定する。

当社監査等委員である取締役の報酬額は、2017年8月30日開催の第88期定時株主総会において、年額48百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(6) 社外役員に関する事項

取締役高津浩明、松石秀隆、唐下雪絵の各氏、並びに監査等委員である取締役鴨志田文彦、渡邊賢作の両氏は社外取締役であります。

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役松石秀隆氏は、SCSK株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

取締役唐下雪絵氏は、公認会計士唐下雪絵事務所所長、及びフェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役であります。当社と各社との間には特別な利害関係はありません。

監査等委員である取締役渡邊賢作氏は、東啓綜合法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所と法律顧問契約を締結しています。同事務所が当社から収受している対価は、役員報酬及び訴訟費用等偶発的な支払いを除き、過去３年間の平均で1千万円未満であり、当社の社外取締役の独立性判断基準に抵触しないことから、同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。また、株式会社T&Dホールディングスの社外取締役であります。当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

② 主な活動状況

社外取締役

区分	氏名	取締役会における発言の状況及び社外取締役に期待される役割に関し行った職務の概要	出席状況	
			取締役会	指名・報酬委員会
取締役	高 津 浩 明	企業において代表取締役として経営に携わった豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として公正な立場で議題の検討に関与していただいております。	15/15回 (100%)	12/12回 (100%)
取締役	松 石 秀 隆	当社の主たる事業である建設業とは異なる事業を行う会社において要職を歴任した企業経営に関する豊富な知識と経験から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として公正な立場で議題の検討に関与していただいております。	15/15回 (100%)	12/12回 (100%)
取締役	唐 下 雪 絵	主に公認会計士としての専門的知識に加え、長年にわたり会計及びITの分野においてコンサルティング業務に従事し、IT分野及び内部統制に関する幅広い見識と豊富な経験、複数の上場企業の社外役員として企業経営に関与した実績を活かし、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として公正な立場で議題の検討に関与していただいております。	15/15回 (100%)	12/12回 (100%)

社外取締役（監査等委員）

区分	氏名	取締役会等における発言の状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況		
			取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会
取締役 (監査等委員)	鴨志田文彦	金融機関並びに一般企業における豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として公正な立場で議題の検討に関与していただいております。	15/15回 (100%)	13/13回 (100%)	12/12回 (100%)
取締役 (監査等委員)	渡邊賢作	主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として公正な立場で議題の検討に関与していただいております。	15/15回 (100%)	13/13回 (100%)	12/12回 (100%)

（注）上記の取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 60百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 65百万円 |

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況等及び監査時間や報酬単価等の報酬見積りの算出根拠を確認し、必要な検証を行った結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬15百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に新たな会計基準導入に係る助言の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務遂行状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、又はその他必要と判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査等委員会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決議内容

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス及びリスク管理を全社的に取り組むための組織として、「内部統制推進委員会」を設置する。本委員会は、「内部統制推進委員会運営規程」の定めるところにより、コンプライアンス及びリスク管理を運営・推進する。また、内部監査部門として社長直轄組織の「内部統制推進室」を設置する。
- ② 「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款に適合した行動をとるための守るべき行動基準を明確にする。
- ③ 「コンプライアンス宣言」や前項の指針、規程並びに取締役及び使用人が遵守しなければならない主要法令等を掲載した「コンプライアンスハンドブック」を作成・配布し、取締役及び使用人への教育・研修を実施する。
- ④ 法令等違反に関する相談・通報を受付ける内部通報制度として内部通報規程を定め、社内窓口として内部統制推進室に「コンプライアンス相談室」を設置するほか、社外に外部窓口を設置する。
- ⑤ コンプライアンス確保のため、内部統制推進室による内部監査を定期的を実施する。
- ⑥ 暴力団等反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制を整備して適切に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報に関する体制整備策として、取締役の職務執行・意思決定に係る情報は、各種議事録及び決裁書類等の文書等により保存するものとし、それら文書等の保存期間その他の管理方法については、法令及び「取締役会規則」、「経営会議規則」、「文書取扱規程」等の社内規則の定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する体制を整備するため、「リスク管理規程」を制定する。また、会社が緊急事態に直面した場合の対応方法については、「緊急事態対応要領」の定めるところにより、社長を本部長とする対策本部を設置し対応する。
- ② 受注案件等を審査する機関として「審査委員会」を設置し、受注リスクの防止・低減に努める。
- ③ 電子情報・情報システム等の利用に関しては、情報漏洩・不正使用等を防止するため、取締役及び使用人の遵守事項を定めた「情報セキュリティ基本方針」により情報管理体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役及び使用人の職務権限・役割分担及び重要事項決裁基準の明確化を通しての効率的な業務執行については、「職制分掌規程」、「稟議等決裁基準規程」の定めるところによる。
- ③ 「執行役員制度」の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会機能の強化と、経営効率の向上を図る。
- ④ 取締役（社外取締役を除く。）・執行役員等によって構成される「経営会議」を設置し、業務執行に関する個別の経営課題について協議・決定できる体制とする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社の「企業倫理行動指針」や「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」等を子会社に準用するほか、「コンプライアンスハンドブック」の子会社への配布、コンプライアンス教育の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。
- ② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めるほか、必要に応じて当社の役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督、監査を行う。
- ③ 子会社の業績、資金状況その他重要な事項については、「関係会社管理規程」に従い当社への報告事項とする。
- ④ 当社は子会社に対し、必要に応じて、コンプライアンス担当部署を設置させる。
- ⑤ 内部統制推進室は、子会社の業務執行の適法性、効率性に関する監査を定期又は臨時に実施する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会が実効的な監査を行うため、監査等委員会の職務を補助する使用人を内部統制推進室に配置する。
- ② 上記補助使用人の人事異動、人事評価については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ③ 上記補助使用人は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。
- ④ 監査等委員会は、必要に応じて、内部統制推進室に対して具体的な指示を行うことができる。指示を受けた内部統制推進室は、その指示の実行に際して取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けない。

(7) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
- ② 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、必要に応じて、監査等委員会に対し監査等委員会の監査等に必要な事項を報告する。
- ③ 監査等委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して職務の執行等に関し報告を求めることができるものとする。
- ④ 監査等委員である取締役は、当社の取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、いつでも取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に、その説明を求めることができるものとする。
- ⑤ 監査等委員である取締役は、内部統制システムの運営・推進状況を監視するため、「内部統制推進委員会」に出席するとともに、「コンプライアンス相談室」に対し、内部通報状況等の報告を求めることができるものとする。

(8) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないように、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

(9) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員である取締役の職務に必要であると認められる費用又は債務を負担する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に意見交換の場を持ち、コンプライアンス面や内部統制の整備状況等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ② 内部統制推進室は、監査等委員会と定期的に情報交換の場を持ち、監査方針及び監査計画等について監査等委員会と協議するほか、内部監査結果について適時報告するなど、緊密な連携を保持する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する体制

- ① 内部統制推進委員会を2回開催し、コンプライアンス体制の整備や諸施策の実施状況の監視、確認及び今後の活動計画の策定を行い、企業倫理・法令遵守徹底によるコンプライアンス体制の確立を図っております。
- ② 「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」や主要法令等を掲載した「コンプライアンスハンドブック」を全役職員に配布し、守るべき行動基準を明確にしております。
- ③ 内部通報窓口である「コンプライアンス相談室」及び外部窓口の設置を全役職員に周知しております。内部統制推進室は、「コンプライアンス相談室」の運用状況を内部統制推進委員会及び監査等委員会に報告しております。
- ④ コンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、全役職員及びグループ会社を対象にコンプライアンス教育や、新入社員研修のほか、社内ポータルサイト上に各種コンプライアンスに関する行動指針や法改正、コンプライアンス教育資料等を掲載し、全役職員に対して継続的な教育・啓蒙活動を推進しております。

(2) リスク管理に関する体制

- ① 受注案件等を審査する「審査委員会」を毎週開催し、受注リスクの防止・低減に努めております。
- ② 定期的に重要インシデントの抽出、対策の検討を行い、その結果を内部統制推進委員会、取締役会に報告しております。
- ③ BCP（事業継続計画）の見直しを行い、これに基づく安否確認訓練、避難訓練を実施しております。
- ④ 情報セキュリティ委員会を2回開催し、グループ全体の情報セキュリティ向上を図っております。また、全役職員を対象に、情報セキュリティ教育を実施しております。
- ⑤ 当社は、経営トップ自らが健康管理最高責任者（CHO）となり、2018年9月に「健康経営宣言」を制定。ダイバーシティ&インクルージョンの活動として、従業員一人ひとりの心と体の健康づくりを推進し、安全で働きやすく、働きがいのある職場環境づくりを目指し、働き方改革や健康経営、女性活躍推進などを積極的に推進しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制

- ① 取締役会を15回開催し、業務執行上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行状況の監督を行いました。
- ② 取締役（社外取締役を除く。）・執行役員等によって構成される「経営会議」を24回開催し、業務執行に関する個別の経営課題について協議・決定しました。

(4) グループ会社の経営管理に関する体制

- ① 関係会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めること等を定めた「関係会社管理規程」を制定し、これにより管理する体制としております。また、必要に応じて当社の役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣しております。
- ② 子会社の役員及び使用人のコンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、コンプライアンス教育を、当社と同様に子会社においても実施しております。

(5) 監査等委員会への報告、並びに監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

- ① 監査等委員である取締役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、社長、会計監査人、内部統制推進室との定期的な会合において、情報・意見の交換を行い監査の実効性を高めております。また、各部署及び子会社から適宜業務現況等の報告を受けております。
- ② 監査等委員である取締役及び監査等委員会による円滑な監査遂行のため、監査等委員会の事務局を内部統制推進室内に設置しております。

(6) 内部監査に関する体制

内部統制推進室は、会社及び子会社の業務執行の適法性、効率性等に関する監査を定期的実施し、内部統制システムの整備運用状況を監視・指導しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、継続的に安定した株主還元を実施するため、株主資本を基準とする「DOE」を採用しております。2025年7月15日に公表した2025年度を初年度とする3カ年計画の「中期経営計画2027」では、目標水準を「DOE2.5～3.5%」へと引き上げ、中長期的な株主価値向上を目指してまいります。

また、株主の皆様への利益還元の機会を充実させ、株式を継続して保有していただくことを目的として、中間配当と期末配当の年2回の配当を継続して実施してまいります。

連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	129,792	I 流動負債	62,161
現金預金	19,919	支払手形・工事未払金等	24,055
受取手形・完成工事未収入金等	56,496	短期借入金	15,603
販売用不動産	19,293	リース債務	390
販売用発電設備	16,411	未払法人税等	866
未成工事支出金	1,657	未成工事受入金	10,809
開発事業等支出金	6,188	開発事業等受入金	32
その他の棚卸資産	613	預り金	6,086
立替金	5,527	完成工事補償引当金	671
その他	4,888	工事損失引当金	231
貸倒引当金	△1,203	役員賞与引当金	45
		その他	3,368
II 固定資産	28,183	II 固定負債	24,418
1 有形固定資産	12,333	長期借入金	20,328
建物・構築物	4,492	リース債務	1,591
機械・運搬具	2,549	繰延税金負債	663
工具器具・備品	277	退職給付に係る負債	407
土地	2,724	役員退職慰労引当金	29
リース資産	1,031	株式給付引当金	338
建設仮勘定	1,256	訴訟損失引当金	6
		その他	1,052
2 無形固定資産	625	負債合計	86,580
		純資産の部	
3 投資その他の資産	15,224	I 株主資本	68,264
投資有価証券	9,687	資本金	5,012
長期貸付金	4	資本剰余金	15,547
破産更生債権等	7	利益剰余金	51,269
繰延税金資産	54	自己株式	△3,565
退職給付に係る資産	3,996	II その他の包括利益累計額	2,931
その他	1,502	その他有価証券評価差額金	1,970
貸倒引当金	△30	繰延ヘッジ損益	164
		退職給付に係る調整累計額	797
資産合計	157,975	III 非支配株主持分	199
		純資産合計	71,395
		負債及び純資産合計	157,975

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

自	2025年6月	1日
至	2026年5月	31日

135.207

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2025年6月 1日
至 2026年5月31日

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	5,012	15,546	47,588	△3,628	64,518	
当期変動額						
剰余金の配当			△1,768		△1,768	
親会社株主に帰属する当期純利益			5,450		5,450	
自己株式の処分		1		63	64	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	1	3,681	63	3,745	
当期末残高	5,012	15,547	51,269	△3,565	68,264	

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,523	50	127	1,702	208	66,429
当期変動額						
剰余金の配当						△1,768
親会社株主に帰属する当期純利益						5,450
自己株式の処分						64
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	447	113	669	1,229	△9	1,220
当期変動額合計	447	113	669	1,229	△9	4,966
当期末残高	1,970	164	797	2,931	199	71,395

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

(連結の範囲に関する事項)

1. 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 14社

連結子会社の名称 国土開発工業株式会社、コクドビルエース株式会社、ANION株式会社、宮古発電合同会社を営業者とする匿名組合、福島エコクリート株式会社、海洋工業株式会社、松島太陽光発電合同会社を営業者とする匿名組合、延岡太陽光発電合同会社を営業者とする匿名組合、合同会社地域共生発電所を営業者とする匿名組合、JDCグリーンエネルギー合同会社、田老発電合同会社を営業者とする匿名組合、ユリ伏見合同会社を営業者とする匿名組合、JDCエネルギー合同会社、CSMレンタル株式会社

当連結会計年度において、非連結子会社でありましたJDCエネルギー合同会社は、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

また、連結子会社である国土開発工業株式会社がCSMレンタル株式会社の株式を追加取得し、子会社としたことから連結の範囲に含めております。

2. 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数 4社

非連結子会社の名称 JDCアセットマネジメント株式会社、あおば霊苑サービス株式会社、株式会社エバーグリーン、大郷太陽光発電合同会社

非連結子会社4社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金が連結計算書類に及ぼす重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(持分法の適用に関する事項)

1. 持分法を適用した関連会社の数及び名称

関連会社の数 1 社

関連会社の名称 株式会社不来方やすらぎの丘

2. 持分法を適用しない非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数 4 社

非連結子会社の名称 JDCアセットマネジメント株式会社、あおば霊苑サービス株式会社、株式会社エバーグリーン、大郷太陽光発電合同会社

非連結子会社 4 社は、いずれも小規模会社であり、当期純損益及び利益剰余金が連結計算書類に及ぼす重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

株式会社不来方やすらぎの丘は 3 月末日を決算日としており、連結計算書類の作成にあたっては、3 月末日現在の財務諸表を採用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(連結子会社の事業年度等に関する事項)

連結子会社のうち、松島太陽光発電合同会社を営業者とする匿名組合は 3 月末日を決算日としており、連結計算書類の作成にあたっては、3 月末日現在の財務諸表を採用しております。

ユリ伏見合同会社を営業者とする匿名組合は 4 月末日を決算日としており、連結計算書類の作成にあたっては、4 月末日現在の財務諸表を採用しております。

また、合同会社地域共生発電所を営業者とする匿名組合は 6 月末日を決算日としており、連結計算書類の作成にあたっては、3 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を採用しております。

なお、上記決算日と上記仮決算日、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(会計方針に関する事項)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動株式等以外のもの 平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない … 移動平均法による原価法を採用しております。なお、匿名組合契約に株 式 等 基づく特別目的会社への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、特別目的会社の損益の純額に対する持分相当額を取り込む方法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ … 時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。なお、賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却をしております。

販売用発電設備 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。なお、発電事業に供している設備については、有形固定資産に準じて減価償却をしております。

未成工事支出金 … 個別法による原価法を採用しております。

開発事業等支出金 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物・構築物 8～50年、機械・運搬具及び工具器具・備品 2～22年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証のあるものについては、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

引渡しの完了した工事の瑕疵担保等の費用発生に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定工事における将来の補修見込額を加味して計上しております。

(3) 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(6) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 訴訟損失引当金

係争中の訴訟等に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当連結会計年度末において必要と認められる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 土木事業及び建築事業

土木事業及び建築事業においては長期の工事契約を締結し、工事の完成・引渡しを履行義務と識別しております。取引価格は工事契約により決定され、対価は契約に定められた時期に受領しており、工事の追加又は変更に関する工事契約が未締結の場合であっても、将来の締結が確実に見込まれる場合に限り当該金額を取引価格として認識しています。顧客と約束した対価に含まれる金融要素については、重要性が乏しいと判断されるため、金利相当分の調整は行っておりません。

当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、連結会計年度の期末日までに発生した原価が、見積った工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階を除き、進捗度の合理的な見積りができない工事契約については、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 不動産事業

不動産事業においては、不動産の開発・賃貸・売却等を行っております。不動産の売却は、顧客との売買契約に基づき物件を引渡す履行義務を負っているため、一時点で充足される履行義務と判断し、当該引渡し時点で収益を認識しております。取引価格は顧客との売買契約により決定しており、対価は物件の引渡しと同時に受領しております。なお、不動産の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づき収益を認識しております。

(3) エネルギー事業

エネルギー事業においては、太陽光発電所の開発・売電・売却等を行っております。太陽光発電所の売却は、顧客との売買契約に基づき物件を引渡す履行義務を負っているため、一時点で充足される履行義務と判断し、当該引渡し時点で収益を認識しております。取引価格は顧客との売買契約により決定しており、対価は物件の引渡しと同時に受領しております。売電取引については、電力受給契約に基づき、毎月の顧客への電力供給に応じて徐々に履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。取引価格は顧客との電力受給契約により決定しており、対価は月次で請求し受領しています。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、当連結会計年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、10年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

(5) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社及び一部の連結子会社は、複数の企業が一つの建設工事等を受注・施工することを目的に組成する共同企業体（ジョイントベンチャー）については、個別の組織体として認識せず、構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「タームローン費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「タームローン費用」は58百万円であります。

また、前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「控除対象外消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「控除対象外消費税等」は36百万円であります。

【会計上の見積りに関する注記】

(一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高 122,398百万円

工事損失引当金 231百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり収益を認識する方法により計上される完成工事高については、工事原価総額を基礎として当連結会計年度末までの実際発生原価に応じた工事進捗度に工事収益総額を乗じて算定しております。工事原価総額の見積りについては工事着工段階において実行予算を編成し、工事の現況を踏まえて継続的に見直しております。

また、全ての工事契約について、工事原価総額が工事収益総額を超過する場合には、損失見込額について工事損失引当金を計上しております。

上記のとおり、一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金の計上については、工事原価総額の見積りの影響を受けます。工事原価総額の見積りは、今後の工事の進捗に伴い、施工中の工法変更や施工範囲の変更等に伴う設計変更や追加契約の締結、市況の変化による調達価格（資材・外注費等）の変動などの影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類の完成工事高及び工事損失引当金の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

[追加情報]

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）

当社は、2019年1月29日開催の取締役会決議に基づき、2019年3月5日より、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」（以下「本制度」という。）を導入しております。

① 取引の概要

本制度の導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は338百万円、株式数は663千株であります。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(個別工事関連)

2024年9月26日に発生した、当社が構成員となっている共同企業体が広島市西区で進めている「観音地区下水道築造工事」の施工区域内における道路陥没事故に関し、事故原因の究明と工事再開に向けた調査工事を含む変更契約を2025年12月に発注者と締結いたしました。

事故原因及び工事再開の見通しは当該調査工事の実施状況を踏まえた広島市下水道工事事故調査検討委員会による検討の進展により明らかになる見込みであり、当該事故による当社グループの業績に与える影響について、現時点では合理的に見積もることは困難であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 更生担保権

(1) 担保に提供している資産	土地	190百万円
(2) 担保に係る債務	その他（長期未払金）	80百万円

② 借入金

(1) 担保に提供している資産	建物・構築物	1,255百万円
	土地	192百万円
	計	<u>1,447百万円</u>
(2) 担保に係る債務	短期借入金	111百万円
	長期借入金	700百万円
	計	<u>811百万円</u>

上記の他、DBO事業(※)の契約履行義務に対して、投資有価証券10百万円を担保に供しております。

※) DBO (Design Build Operate) 事業：事業会社に施設の設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委ね、施設の保有と資金の調達は行政が行う事業。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,354百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. ノンリコース債務

(1) 借入金に含まれるノンリコース債務

短期借入金	182百万円
長期借入金	4,202百万円
計	<u>4,385百万円</u>

(2) ノンリコース債務に対応する資産

現金預金	759百万円
受取手形・完成工事未収入金等	54百万円
販売用不動産	3,901百万円
販売用発電設備	2,981百万円
計	<u>7,696百万円</u>

4. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が当連結会計年度の期末残高に含まれております。

受取手形	257百万円
電子記録債権	33百万円
支払手形	18百万円

5. コミットメントライン契約等

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行とコミットメントライン契約、タームローン契約、リボルビング・クレジット・ファシリティ契約及び当座貸越契約を締結しております。

なお、コミットメントライン契約、タームローン契約及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約には、純資産及び経常損益に係る財務制限条項が付されております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約、リボルビング・クレジット・ファシリティ契約、当座貸越契約及びタームローン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン、リボルビング・クレジット・ファシリティ及び当座貸越極度額の総額	34,180百万円
借入実行残高	12,236百万円
差引額	<u>21,943百万円</u>
タームローンの借入残高	14,500百万円

6. 投資有価証券に含まれる非連結子会社及び関連会社の株式等

65百万円

[連結損益計算書に関する注記]

1. 売上原価のうち工事損失引当金繰入額（△は工事損失引当金戻入額）△800百万円

2. 研究開発費の総額 477百万円

3. 段階取得に係る差益

当連結会計年度に計上した段階取得に係る差益は、持分法非適用関連会社であったCSMレンタル株式会社を連結子会社としたことに伴い発生したものであります。

4. 負ののれん発生益

当連結会計年度に計上した負ののれん発生益は、持分法非適用関連会社であったCSMレンタル株式会社を連結子会社としたことに伴い発生したものであります。

5. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは保有する以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
宮城県仙台市	レジャー複合施設	建物・構築物、土地等	567百万円
熊本県小国町	地熱発電設備	建設仮勘定、長期前払費用	311百万円
茨城県つくば市	建設機械	建設仮勘定	31百万円

減損の兆候を判定するにあたっては、原則として地域ごとに、また、事業用資産及び遊休資産については物件ごとに、加えてレジャー複合施設については、宿泊・温浴・飲食・レジャー機能が一体となってキャッシュ・フローを創出していることから一つの資産グループとして、グルーピングを実施しております。

減損損失を認識すべきとされた上記レジャー複合施設については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額567百万円を特別損失に計上しております。その内訳は、建物・構築物447百万円、土地83百万円、リース資産18百万円、工具器具・備品15百万円等であります。なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基礎として算定しております。

上記地熱発電設備については、前期において地熱発電事業における将来キャッシュ・フローが見込めないため地熱事業にかかる資産の帳簿価額を零にしましたが、連系工事負担金については別事業での利用を検討のため存置しておりました。今般、追加の工事負担金が発生したことで別事業での事業採算性を検討した結果将来キャッシュ・フローが見込めないため帳簿価額を零とし、減少額311百万円を特別損失に計上しております。その内訳は、長期前払費用307百万円及び建設仮勘定3百万円であります。

また、上記建設機械については、仕様変更のため将来キャッシュ・フローが見込めない部品について

帳簿価額を零とし、減少額31百万円を特別損失に計上しております。その内訳は、建設仮勘定31百万円であります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	89,255千株	－	－	89,255千株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	9,602千株	－	144千株	9,457千株

- (注) 1 当連結会計年度末の株式数には、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式663千株が含まれております。
- 2 自己株式の普通株式の減少は、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」の給付による69千株、ストック・オプションの行使による処分58千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による16千株であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年8月26日 定時株主総会	普通株式	964,636,248円	12.0円	2025年 5月31日	2025年 8月27日
2026年1月14日 取締役会	普通株式	804,130,540円	10.0円	2025年 11月30日	2026年 2月2日

- (注) 1 2025年8月26日開催の定時株主総会決議による1株当たり配当額の内訳は、普通配当10.0円、特別配当2.0円であります。
- 2 2025年8月26日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。
- 3 2026年1月14日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2026年8月27日開催予定の定時株主総会において、次の議案を提案する予定であります。

株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	配当の原資	基準日	効力発生日
普通株式	1,206,915,810円	15.0円	利益剰余金	2026年 5月31日	2026年 8月28日

(注) 1 1株当たり配当額の内訳は、普通配当10.0円、特別配当5.0円であります。

2 配当金の総額には、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に建設事業・開発事業等を行うため、その運転資金や設備投資資金の一部を資金計画に照らし、必要な資金を取引金融機関からの借り入れ等により調達しております。デリバティブは、為替の変動リスク及び支払金利の変動リスクを回避するために利用しております。金融商品は商品特性を評価し、安全性が高いと判断された商品のみを利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び完成工事未収入金等営業債権に係る顧客の信用リスクは、本社及び各事業部における営業部門を中心に主な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

借入金等の使途は運転資金や設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップを実施し、支払金利の固定化を図っております。なお、デリバティブは実需の範囲で行うこととしております。

当社は、各部門からの報告に基づき財務部門が定期的に資金計画を作成・更新するとともに、適時コミットメントライン契約等に基づく借入を行い手許資金を安定的に維持・確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額5,090百万円）は、「その他有価証券」に含めておりません。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（連結貸借対照表計上額653百万円）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

また、「現金預金」、「支払手形・工事未払金等」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形・完成工事未収入金等	56,496	55,743	△752
(2) 投資有価証券 その他有価証券	3,943	3,943	－
資産計	60,440	59,687	△752
(3) 長期借入金	23,420	22,014	△1,406
(4) リース債務	1,982	1,817	△164
負債計	25,402	23,831	△1,571
(5) デリバティブ取引	303	303	－

(注) 1 長期借入金は、1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

2 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務の合計額を表示しております。

3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	3,624	—	—	3,624
其他	318	—	—	318
デリバティブ取引	—	303	—	303
資産計	3,943	303	—	4,247

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形・完成工事未収入金等	—	55,743	—	55,743
資産計	—	55,743	—	55,743
長期借入金	—	22,014	—	22,014
リース債務	—	1,817	—	1,817
負債計	—	23,831	—	23,831

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び上場不動産投資信託は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引金融機関から提示された価格等により評価しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形・完成工事未収入金等

短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

回収期間が1年を超えるものの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率に基づく割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元金の合計額を国債の利率又は国債の利率に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該デリバティブ取引は、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しております。

リース債務

元金の合計額を国債の利率に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、少額物件については、割引計算処理は行っておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

当社及び一部の子会社では、東京都、愛知県、茨城県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル・住宅等（土地を含む）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は83百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。当該賃貸損益には、販売用不動産より発生する賃貸損益は含まれておりません。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度の増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	期中増減額	当期末残高	
1,203	5	1,208	2,075

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- 2 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、保有不動産の賃貸割合の変更(建物・構築物61百万円)によるものです。
- 3 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものも含む）であります。

[収益認識に関する注記]

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計
	土木事業	建築事業	不動産 事業	エネルギー 事業	計		
一定の期間にわたり移転される財 又はサービス	34,605	88,848	－	3,243	126,696	－	126,696
一時点で移転される財 又はサービス	1,016	3,477	1,167	228	5,889	1,040	6,929
顧客との契約から生じる収益	35,621	92,325	1,167	3,471	132,586	1,040	133,626
その他の収益	238	40	1,302	－	1,581	－	1,581
外部顧客への売上高	35,859	92,365	2,470	3,471	134,167	1,040	135,207

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、石炭灰混合材料・機能性吸着材等の製造販売、レジャー関連事業、及び新規分野の事業等を含んでおります。

2 当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「土木事業」、「建築事業」、「関連事業」の3区分から「土木事業」、「建築事業」、「不動産事業」、「エネルギー事業」の4区分へ変更しております。この変更は、「関連事業」の成長拡大に伴い、同事業が主に展開している「不動産事業」、「エネルギー事業」にセグメントを分けてそれぞれ開示を行うこと、加えて新規事業の開始に合わせて報告セグメントに属さない「その他」のセグメントを新設し、事業区分を再整理することで、当社の事業構造の変化を的確に反映して、投資家に対する情報開示の明瞭性と理解促進を図ることを目的としています。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等] (会計方針に関する事項)

項) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度（期首残高）	当連結会計年度（期末残高）
顧客との契約から生じた債権	11,459	10,144
契約資産	34,672	46,317
契約負債	9,067	10,842

契約資産は、主に、土木事業及び建築事業における顧客との工事契約について期末日時点で履行義務を充足しているが未請求となっている対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。契約資産は、主に、収益認識による増加と債権への振替による減少に伴い変動しております。

契約負債は、主に、土木事業及び建築事業における顧客との工事契約について期末日時点で履行義務を充足していないが支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、8,635百万円であります。

また、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

なお、連結貸借対照表上、契約資産及び顧客との契約から生じた債権は「受取手形・完成工事未収入金等」に含めて表示しており、契約負債は主に「未成工事受入金」として表示しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

期末日時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、当連結会計年度末において189,405百万円であります。当該履行義務は、主に土木事業及び建築事業における工事契約に係るものであり、期末日後概ね4年以内に収益として認識されると見込んでおります。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1 株当たり純資産額	892.21円
1 株当たり当期純利益	68.36円

(注) 1 「株式給付信託 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託 E □) が保有する当社株式を、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当連結会計年度663千株)。

また、「株式給付信託 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託 E □) が保有する当社株式を、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当連結会計年度688千株)。

2 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1 株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益	5,450 (百万円)
普通株主に帰属しない金額	－ (百万円)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	5,450 (百万円)
普通株式の期中平均株式数	79,714 (千株)

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	97,895	I 流動負債	55,567
現金預金	11,922	支払手形	3
受取手形	1,258	電子記録債務	4,005
完成工事未収入金	50,873	工事未払金	16,733
リース投資資産	31	短期借入金	14,100
販売用不動産	15,395	リース債務	387
販売用発電設備	2,318	未払法人税等	678
未成工事支出金	1,465	未成工事受入金	10,481
開発事業等支出金	5,574	開発事業等受入金	32
短期貸付金	1,001	預り金	5,780
立替金	5,552	完成工事補償引当金	671
未収消費税等	2,150	工事損失引当金	217
その他	1,555	役員賞与引当金	28
貸倒引当金	△1,203	その他	2,448
II 固定資産	37,148	II 固定負債	15,114
1 有形固定資産	8,831	長期借入金	12,148
建物・構築物	3,573	リース債務	1,580
機械・運搬具	400	繰延税金負債	221
工具器具・備品	227	株式給付引当金	338
土地	2,425	訴訟損失引当金	6
リース資産	1,018	長期未払金	107
建設仮勘定	1,185	その他	712
2 無形固定資産	617	負債合計	70,682
3 投資その他の資産	27,700	純 資 産 の 部	
投資有価証券	20,542	I 株主資本	62,674
関係会社株式	1,375	1 資本金	5,012
長期貸付金	2,074	2 資本剰余金	14,906
破産更生債権等	7	資本準備金	14,314
長期前払費用	272	その他資本剰余金	591
前払年金費用	2,833	3 利益剰余金	46,320
その他	611	その他利益剰余金	46,320
貸倒引当金	△17	別途積立金	38,000
資産合計	135,044	繰越利益剰余金	8,320
		4 自己株式	△3,565
		II 評価・換算差額等	1,687
		その他有価証券評価差額金	1,687
		純 資 産 合 計	64,361
		負債及び純資産合計	135,044

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2025年6月 1日
至 2026年5月31日

(単位：百万円)

I	売上高	110,980	
	売上高	4,254	115,234
II	売上原価	99,210	
	売上原価	2,075	101,285
	売上総利益	11,769	
	売上総利益	2,179	13,948
III	営業外一般管理費		7,428
	営業外一般管理費		6,519
IV	営業外収益	346	
	営業外収益	288	
	営業外収益	74	708
V	営業外費用	338	
	営業外費用	57	
	営業外費用	160	
	営業外費用	140	
	営業外費用	209	
	営業外費用	124	1,031
	営業外費用		6,197
VI	特別利益	78	
	特別利益	630	
	特別利益	3	713
VII	特別損失	101	
	特別損失	15	
	特別損失	909	1,026
	特別損失		5,883
	特別損失	760	
	特別損失	153	914
	特別損失		4,969

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2025年6月 1日
至 2026年5月31日

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,012	14,314	590	14,905	38,000	5,120	43,120
当期変動額							
剰余金の配当						△1,768	△1,768
当期純利益						4,969	4,969
自己株式の処分			1	1			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	1	1	－	3,200	3,200
当期末残高	5,012	14,314	591	14,906	38,000	8,320	46,320

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,628	59,409	1,334	1,334	60,743
当期変動額					
剰余金の配当		△1,768			△1,768
当期純利益		4,969			4,969
自己株式の処分	63	64			64
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			353	353	353
当期変動額合計	63	3,264	353	353	3,618
当期末残高	△3,565	62,674	1,687	1,687	64,361

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び
関連会社株式 … 移動平均法による原価法を採用しております。

其他有価証券

市場価格のない … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動
株式等以外のもの 平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない … 移動平均法による原価法を採用しております。なお、匿名組合契約に
株 式 等 基づく特別目的会社への出資（金融商品取引法第2条第2項により有
価証券とみなされるもの）については、特別目的会社の損益の純額に
対する持分相当額を取り込む方法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ … 時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切
下げの方法により算定）を採用しております。なお、賃貸に供してい
る物件については、有形固定資産に準じて減価償却をしております。

販売用発電設備 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切
下げの方法により算定）を採用しております。なお、発電事業に供し
ている設備については、有形固定資産に準じて減価償却をしております。

未成工事支出金 … 個別法による原価法を採用しております。

開発事業等支出金 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切
下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用して
おります。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物・構築物 8～50年、機械・運搬具及び工具器具・備品 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証のあるものについては、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

引渡しの完了した工事の瑕疵担保等の費用発生に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定工事における将来の補修見込額を加味して計上しております。

(3) 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(6) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 訴訟損失引当金

係争中の訴訟等に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当事業年度末において必要と認められる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 土木事業及び建築事業

土木事業及び建築事業においては長期の工事契約を締結し、工事の完成・引渡しを履行義務と識別しております。取引価格は工事契約により決定され、対価は契約に定められた時期に受領しており、工事の追加又は変更に関する工事契約が未締結の場合であっても、将来の締結が確実に見込まれる場合に限り当該金額を取引価格として認識しています。顧客と約束した対価に含まれる金融要素については、重要性が乏しいと判断されるため、金利相当分の調整は行っておりません。

当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、事業年度の期末日までに発生した原価が、見積った工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階を除き、進捗度の合理的な見積りができない工事契約については、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 不動産事業

不動産事業においては、不動産の開発・賃貸・売却等を行っております。不動産の売却は、顧客との売買契約に基づき物件を引渡す履行義務を負っているため、一時点で充足される履行義務と判断し、当該引渡し時点に収益を認識しております。取引価格は顧客との売買契約により決定しており、対価は物件の引渡しと同時に受領しております。なお、不動産の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

(3) エネルギー事業

エネルギー事業においては、太陽光発電所の開発・売電・売却等を行っております。太陽光発電所の売却は、顧客との売買契約に基づき物件を引渡す履行義務を負っているため、一時点で充足される履行義務と判断し、当該引渡し時点に収益を認識しております。取引価格は顧客

との売買契約により決定しており、対価は物件の引渡しと同時に受領しております。売電取引については、電力受給契約に基づき、毎月の顧客への電力供給に応じて徐々に履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。取引価格は顧客との電力受給契約により決定しており、対価は月次で請求し受領しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

複数の企業が一つの建設工事等を受注・施工することを目的に組成する共同企業体（ジョイントベンチャー）については、個別の組織体として認識せず、構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。

【表示方法の変更にに関する注記】

(損益計算書)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「控除対象外消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「控除対象外消費税等」は36百万円であります。

また、前事業年度において「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産廃却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「固定資産廃却損」は6百万円であります。

[会計上の見積りに関する注記]

(一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 109,366百万円

工事損失引当金 217百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表 [会計上の見積りに関する注記] (一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金) に記載した内容と同一であります。

[追加情報]

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

株式給付信託 (J-E S O P)

当社は、2019年1月29日開催の取締役会決議に基づき、2019年3月5日より、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託 (J-E S O P)」(以下「本制度」という。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度の導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は「株式給付信託 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。) により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は338百万円、株式数は663千株であります。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(個別工事関連)

2024年9月26日に発生した、当社が構成員となっている共同企業体が広島市西区で進めている「観音地区下水道築造工事」の施工区域内における道路陥没事故に関し、事故原因の究明と工事再開に向けた調査工事を含む変更契約を2025年12月に発注者と締結いたしました。

事故原因及び工事再開の見通しは当該調査工事の実施状況を踏まえた広島市下水道工事事務調査検討委員会による検討の進展により明らかになる見込みであり、当該事故による当社グループの業績に与える影響について、現時点では合理的に見積もることは困難であります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

更生担保権

① 担保に提供している資産	土地	190百万円
② 担保に係る債務	長期未払金	80百万円

上記の他、関係会社の借入金に対して、投資有価証券1,105百万円、D B O事業(※)の契約履行義務に対して、投資有価証券10百万円を担保に供しております。

※) DBO (Design Build Operate) 事業：事業会社に施設の設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委ね、施設の保有と資金の調達は行政が行う事業。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,042百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して保証を行っております。

国土開発工業株式会社 (電子記録債務)	294百万円
宮古発電合同会社 (借入債務)	249百万円
福島エコクリート株式会社 (借入債務)	63百万円
延岡太陽光発電合同会社 (借入債務)	3,360百万円
ANION株式会社 (借入債務)	1,236百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,077百万円
長期金銭債権	2,069百万円
短期金銭債務	442百万円

5. 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が当事業年度の期末残高に含まれております。

受取手形	257百万円
------	--------

6. コミットメントライン契約等

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行とコミットメントライン契約、タームローン契約、リボルビング・クレジット・ファシリティ契約及び当座貸越契約を締結しております。

なお、コミットメントライン契約、タームローン契約及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約には、純資産及び経常損益に係る財務制限条項が付されております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約、リボルビング・クレジット・ファシリティ契約、当座貸越契約及びタームローン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン、リボルビング・クレジット・ファシリティ 及び当座貸越極度額の総額	32,300百万円
借入実行残高	11,700百万円
差引額	<u>20,600百万円</u>
タームローンの借入残高	14,500百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

1,116百万円

仕入高

1,528百万円

販売費及び一般管理費

23百万円

営業取引以外の取引による取引高

951百万円

2. 売上原価のうち工事損失引当金繰入額（△は工事損失引当金戻入額）

△813百万円

3. 研究開発費の総額

489百万円

4. 減損損失

当事業年度において、当社は保有する以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
宮城県仙台市	レジャー複合施設	建物・構築物、土地等	567百万円
熊本県小国町	地熱発電設備	建設仮勘定、長期前払費用	311百万円
茨城県つくば市	建設機械	建設仮勘定	31百万円

減損の兆候を判定するにあたっては、原則として地域ごとに、また、事業用資産及び遊休資産については物件ごとに、加えてレジャー複合施設については、宿泊・温浴・飲食・レジャー機能が一体となってキャッシュ・フローを創出していることから一つの資産グループとして、グルーピングを実施しております。

減損損失を認識すべきとされた上記レジャー複合施設については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額567百万円を特別損失に計上しております。その内訳は、建物・構築物447百万円、土地83百万円、リース資産18百万円、工具器具・備品15百万円等であります。なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基礎として算定しております。

上記地熱発電設備については、前期において地熱発電事業における将来キャッシュ・フローが見込めないため地熱事業にかかる資産の帳簿価額を零にしましたが、連系工事負担金については別事業での利用を検討のため存置しておりました。今般、追加の工事負担金が発生したことで別事業での事業採算性を検討した結果将来キャッシュ・フローが見込めないため帳簿価額を零とし、減少額311百万円を特別損失に計上しております。その内訳は、長期前払費用307百万円及び建設仮勘定3百万円であります。

また、上記建設機械については、仕様変更のため将来キャッシュ・フローが見込めない部品について帳簿価額を零とし、減少額31百万円を特別損失に計上しております。その内訳は、建設仮勘定31百万円であります。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,602千株	－	144千株	9,457千株

(注) 1 当事業年度末の株式数には、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式663千株が含まれております。

2 自己株式の普通株式の減少は、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」の給付による69千株、ストック・オプションの行使による処分58千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による16千株であります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,440百万円
退職給付引当金	947百万円
減損損失	675百万円
棚卸不動産評価損	581百万円
未払費用	422百万円
貸倒引当金	384百万円
完成工事補償引当金	211百万円
株式給付引当金	106百万円
工事損失引当金	68百万円
未払事業税	54百万円
その他	256百万円

繰延税金資産小計	5,150百万円
----------	----------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△890百万円
--------------------	---------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,824百万円
-----------------------	-----------

評価性引当額小計	△3,714百万円
----------	-----------

繰延税金資産合計	1,435百万円
----------	----------

繰延税金負債

前払年金費用	△892百万円
その他有価証券評価差額金	△741百万円
その他	△23百万円

繰延税金負債合計	△1,656百万円
----------	-----------

繰延税金負債純額	△221百万円
----------	---------

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	延岡太陽光発電 合同会社を営業 者とする匿名組 合	所有 直接100%	債務保証	債務保証 (注)	3,360	－	－

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

子会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表の「[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]（会計方針に関する事項） 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 806.56円

1株当たり当期純利益 62.33円

(注) 1 「株式給付信託（J－E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度663千株）。

また、「株式給付信託（J－E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度688千株）。

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	4,969 (百万円)
普通株主に帰属しない金額	－ (百万円)
普通株式に係る当期純利益	4,969 (百万円)
普通株式の期中平均株式数	79,714 (千株)

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月21日

日本国土開発株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 會 澤 正 志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 山 顕 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本国土開発株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本国土開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月21日

日本国土開発株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人	ト	一	マ	ツ	
	東	京	事	務	所
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	會	澤	正	志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	山	顕	司

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本国土開発株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月21日

日本国土開発株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 曾 根 一 郎 ㊞
監査等委員 鴨志田 文 彦 ㊞
監査等委員 渡 邊 賢 作 ㊞

(注) 監査等委員 鴨志田文彦及び渡邊賢作は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：日本国土開発株式会社

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル5階 当社本社会議室



交通

東京メトロ

日比谷線 「神谷町」 駅下車 徒歩1分

日本国土開発株式会社

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。